

経 第 2 8 号
平成 11 年 3 月 25 日

発信先 大臣官房障害保健福祉部企画課長
保健医療局国立病院部経営指導課長
社会・援護局企画課長
保険局保険課長
保険局国民健康保険課長
社会保険庁運営部保険指導課長
社会保険庁運営部年金指導課長 殿

健康政策局経済課長

公正競争規約の施行について（依頼）

医療用具の流通については、従来から医療機関等への様々な便宜供与が行われており、それが不透明な取引慣行につながっていると指摘がなされており、公正な取引等を確保する観点から、関係業界を指導してきたところであります。

一方、医療用具業界におきましても、公正な競争ルールを確立するための検討が行われてきたところですが、昨年、医療用具業公正取引協議会を設置し、同協議会において、公正な競争秩序を図ることを目的とする「医療用具業における景品類の制限に関する公正競争規約」を策定し、平成 10 年 11 月 16 日付公正取引委員会告示第 19 号により認定を受けたところであり、本年 4 月 1 日より施行される予定となっております。

本規約の適正な施行に当たっては、規約に参加する事業者をもって構成する医療用具業公正取引協議会において行うこととしておりますが、貴職におかれましても、医療用具の流通適正化の一層の推進について御理解をいただき、本規約の適正な施行に御協力を賜りたく、貴管下の医療機関への周知及び御指導方よろしくお願い申し上げます。